別紙６

注）コンソーシアムの結成は、道の公の施設に係る指定管理者の指定の申請を行うことを契機とした、構成員となる法人その他の団体の自由な意思に基づく自主結成とします。
　コンソーシアムの運営に当たっては、基本的かつ重要な事項を定める運営委員会を設置し、コンソーシアムの運営及び指定管理業務の遂行に関する基本的事項を定め、構成員間で、以下に示す「コンソーシアム協定書（案）」に準じた協定を締結して、申請時に道に提出してください。
　なお、別記「コンソーシアム運営指針（参考）」は、コンソーシアムが構成員間の信頼と協調に基づき円滑に運営されるための参考として、実施体制、責任体制、規則等の整備その他の基本的な運営の考え方を示すものです。

コンソーシアム協定書（案）

（目　的）
第１条　（コンソーシアムの名称）は、北海道立○○（以下「本施設」という。）を管理する指定管理者として、関係法令等及び北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年北海道条例第 89 号）第８条の規定に基づき道と締結する本施設の管理に関する協定（以下「施設管理協定」という。）を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的として、この協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（名　称）
第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、○○（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）
第３条　本コンソーシアムは、事務所を○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）
注）　コンソーシアムは、申請日までに成立していることが必要です。
第４条　本コンソーシアムは、○年○月○日に成立し、施設管理協定の履行を完了するまでは解散することができない。
２　第１項の規定にかかわらず、本コンソーシアムは、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、本施設の指定管理者に係る指定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）
第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。
(1) 住　所○○
　　名　称○○
　　代表者○○
(2) 住　所○○
　　名　称○○
　　代表者○○
(3) 住　所○○
　　名　称○○
　　代表者○○

（代表団体及び代表者）
第６条　本コンソーシアムは、○○を代表団体とする。
２　本コンソーシアムは、○○（代表団体の代表者）を代表者とする。

（代表者の職務）
第７条　本コンソーシアムの代表者は、施設管理協定に基づく本施設の管理に係る業務（以下「指定管理業務」という。）の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。
(1) 第９条の運営委員会の決定に従い、道との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。
(2) 本コンソーシアムの名義をもって負担金の請求し、及び受領すること。
(3) 本コンソーシアムに属する財産を管理すること。
(4) 本コンソーシアムの名義をもって利用料金を収受すること。

（構成員の責任）
第８条　各構成員は、施設管理協定の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき本コンソーシアムが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（運営委員会）
第９条　本コンソーシアムは、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置する。
２　運営委員会は、指定管理業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。
(1) 本コンソーシアムの組織及び運営に関する事項
(2) 指定管理業務の実施体制に関する事項
(3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項
(4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項
(5) 指定管理業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項
(6) 本コンソーシアムに属する財産及び資金の管理に関する事項
(7) その他指定管理業務の遂行に必要な事項

（取引金融機関）
第10条　本コンソーシアムの取引金融機関は、○○銀行○○店とし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（業務の分担等）
第11条　各構成員の業務分担及び負担金分担額は、次のとおりとする。ただし、施設管理協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び負担金分担額を変更するものとする。

○○業務	（構成員名）	円
○○業務	（構成員名）	円
○○業務	（構成員名）	円
（共通業務	－	円）

（構成員の必要経費の分配）
第12条　構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

（決算）
第13条　本コンソーシアムは、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。
２　指定管理者の指定の手続に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

（損益の分担）

注）損益分担比率は、各構成員の業務分担額の比率及び分担業務の内容等を勘案して、運営委員会において協議し、決定するものとします。

第 14 条　前条第１項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、運営委員会が定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。

（構成員名）　　％
（構成員名）　　％
（構成員名）　　％

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条　本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第 16 条　構成員は、道及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者がある場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。

４　決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

（解散後の瑕疵担保責任）

第 17 条　本コンソーシアムが解散した後においても、指定管理協定の履行につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。ただし、本コンソーシアムの構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して脱退した構成員の分担業務を完成するものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 18 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（管轄裁判所）

第 19 条　本協定に関する紛争については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表団体○○外○社は、上記のとおり○○コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本　通及び副本１通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が１通を保有し、副本については指定管理者指定申請書に添えて道に提出する。

年　　月　　日

代表者　（所在地）
（名　称）　　印
（代表者）

構成員　（所在地）
（名　称）　　印
（代表者）

構成員　（所在地）
（名　称）　　印
（代表者）

別記

コンソーシアム運営指針（参考）

1 趣旨

コンソーシアムは、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、業務の安定的推進に共同して当たることを約して自主的に結成されるものであり、社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員によるコンソーシアムの運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

本コンソーシアム運営指針は、コンソーシアムが構成員の信頼と協調をもとに円滑に運営されるよう、その実施体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営の考え方を示したものであり、個別のコンソーシアムにおいてそれぞれ事業の規模・性格等その実情に合わせて策定することが期待される規則等の決定に当たっての考え方を示し、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とする。

2 運営委員会

運営委員会は、コンソーシアムの運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意志決定機関であり、この場合においては、構成員全員が十分に協議したうえで業務の完成に向けての公正妥当な意志決定が行われる必要がある。その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、コンソーシアムの円滑な運営を確保するうえでの前提である構成員間の信頼と協調が損なわれることのないよう、各構成員を代表する運営委員への適切な権限の付与、適正な開催時期・手続きの採用及び付議すべき事項の整理等についての合意形成が行われていなければならない。

このため、準備委員会及び運営委員会の設置及び運営に当たっては、次のとおりその公正化・明瞭化を図り、運営委員会の適正な機能を確保することとする。

（１）準備委員会の設置

準備委員会は、コンソーシアムの結成から運営委員会設置までの間、必要に応じて設けるものとし、コンソーシアム協定書の作成、指定管理業務の実施体制の検討、指定管理業務に係る必要経費の見積及び申請書類の作成等について協議決定する機能を有するものとする。

（２）運営委員会の設置と委員のあり方

運営委員会は、指定管理者の指定を申請するまでに遅滞なく設置するものとし、その委員については各構成員の立場を代表し得る者をもって充てることとする。また、運営委員会の構成は、代表団体の代表者である運営委員長及び各構成員を代表する運営委員、運営委員の代理となる運営委員代理及び構成委員間での連絡を円滑に図るための幹事等を各構成員がそれぞれ１名ずつ配置することを基本とする。ただし、指定管理業務の内容・性格等を勘案して必要と認められる場合にあってはこれと異なった取扱いをすることも差し支えない。

（３）開催時期・手続き

運営委員会は、コンソーシアム協定書第９条第２項各号に掲げる事項について協議する必要が生じたときに開催するものとし、指定管理業務の規模・性格等にかかわらず、指定管理者の指定を受けた後、速やかに開催するほか、少なくとも実行予算編成時、決算書（案）承認時において開催するものとする。

開催手続きは、原則として委員長が必要に応じて招集するものとするが、公平性の観点から他の委員からも招集できる制度を確立しておく必要があり、これらの一切の手続きについては、運営委員会規則に明記しておくものとする。

（４）付議事項

運営委員会には、コンソーシアム協定書第９条第２項各号に掲げる事項についての案を付議し、協議を経てその承認を得るものとする。

なお、これら運営委員会の意志決定についての決裁方法については、予め運営委員会規則に定めておくものとする。

３　規則等による円滑な運営の確保

コンソーシアムの組織が効果的に働き、円滑かつ効率的な共同事業を確保するためには、運営委員会組織が整備され、各々その機能が十分に発揮されるとともに、構成員が密接な連携を保つことが必要である。

このため、公正性、効率性、協調性各々の観点から、業務の処理についての構成員間の合意を規則等として明文化することにより、全ての構成員が信頼と協調をもって共同事業に参加し得る体制を確保する必要がある。

以上の点から規則の整備に当たっては、以下の事項に留意しつつ、構成員間で十分協議して決定するものとする。

（１）規則の策定方法

①規則等は、原案を準備委員会で作成し、運営委員会の承認をもって決定することを原則とする。

②運営委員会で承認された規則等は各構成委員が記名捺印し、各々一通を保有する。

③以後に生じた改廃事項については①、②に準じ覚書として作成する。

（２）主要規則等整備

関係法令等及び施設管理協定に基づいて整備が義務づけられているもののほか、業務処理規則、経理取扱規則及び瑕疵担保責任に係る覚書等についてその整備を行うものとする。

※瑕疵担保責任等に係る覚書等

事業の実施に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、業務実施前に運営委員会等で十分に協議し、損害負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを覚書等に規定しておくものとする。

・指定管理業務完了後の瑕疵担保責任に関する事項
・指定管理業務遂行に伴う損害賠償に関する事項
・その他予期できない損害に関する事項